

第 82 号

熊本県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例
熊本県医師修学資金貸与条例（平成20年熊本県条例第45号）の一部を次のように改
正する。

第2条第1号中「者」の次に「又は入学を予定する者」を加える。

第11条第2号中「第2条の災害」を「第2条第1項の災害」に改める。

附則第2項中「特例基準割合（当該年の前年に」を「遅延利息特例基準割合（平均貸付
割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。」」
に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

修学資金の貸与を早期に行うため、関係規定を整備する必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。